

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
暮明地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成26年11月7日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
集落営農（任意組織） 1組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
なし
- 6 地域農業の将来のあり方
集落の中心となる農業者に集落の農地を集積し、集落ぐるみ型農業生産を目指す。